

・未就学児等支援区分について（児童発達支援）

当該事業所の利用児童のうち、小学校就学前の障害児（未就学児）の割合が70%以上の場合は「2.I」を選択し、70%未満の場合は「3.II」を選択する。

福祉型児童発達支援センター、主として重症心身障害児を対象とする児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所については、当該報酬区分が存在しないため「1.非該当」を選択する。

なお、未就学児の割合の算出方法については改めて厚生労働省から示される予定である。

・障害児等状態区分について（放課後等デイサービス）

以下の事業所の運営状況に基づき、区分を選択する。

区分1の1：当該事業所の利用児童のうち指標該当児の割合が50%以上であり、かつ運営

規程に定める平日のサービス提供時間が3時間以上の場合

区分1の2：当該事業所の利用児童のうち指標該当児の割合が50%以上であり、かつ運営

規程に定める平日のサービス提供時間が3時間未満の場合

区分2の1：当該事業所の利用児童のうち指標該当児の割合が50%未満であり、かつ運営

規程に定める平日のサービス提供時間が3時間以上の場合

区分2の2：当該事業所の利用児童のうち指標該当児の割合が50%未満であり、かつ運営

規程に定める平日のサービス提供時間が3時間未満の場合